

公 示

特定旅客自動車運送事業者に対する道路運送法第40条の規定に基づく事業の停止処分事案・・・	2
指定自動車整備事業者の行政処分について・・・	3

公 示

◎特定旅客自動車運送事業者に対する道路運送法第40条の規定に基づく事業の停止処分事案

道路運送法施行規則第60条の2の規定により下記のとおり公示する。

なお、当該事案の処分について利害関係を有する者で、当該聴聞に参加しようとするときは、当該聴聞の期日の7日前までに次に掲げる事項を記載した書面を東京運輸支局長を経由して関東運輸局長あて提出されたい。

1. 参加しようとする者の氏名及び住所
2. 事案の件名及びその番号
3. 当該事案について利害関係を有することの疎明

令和7年5月20日 関東運輸局長 藤 田 礼 子

記

事案番号 25H01

1. 事業者の氏名及び住所

株式会社 TOP INDUSTRY

東京都世田谷区喜多見8-1-6 河野ビル3階

2. 予定される処分内容

道路運送法第4条の規定違反による同法第40条に基づく事業の停止処分

3. 聴聞の期日

令和7年6月10日(火) 13時30分

4. 聴聞の場所

神奈川県横浜市中区北仲通5丁目57番地

横浜第二合同庁舎18階

関東運輸局自動車監査指導部

電話045(211)7271

なお、上記で実施できない場合は、関東運輸局が別途指定することとします。

公 示

道路運送車両法第94条の8第1項の規定に基づき、指定自動車整備事業者に対し、下記のとおり処分を実施する。

記

1. 事業者の氏名又は名称及び住所

株式会社渡辺自動車
代表取締役 渡辺 純一
東京都墨田区太平2丁目19番6号

2. 事業場の名称、所在地、認証番号及び指定番号

株式会社渡辺自動車
東京都墨田区太平2丁目19番6号
認証番号 第1-389号
指定番号 関東指第1-2102号

3. 処分の内容

保安基準適合証、保安基準適合標章及び限定保安基準適合証の交付停止命令
停止期間 令和7年 5月23日 から
令和7年 6月 6日 まで 15日間

4. 処分の理由

道路運送車両法第94条の5第1項の規定違反

令和7年5月15日

関東運輸局長 藤田 礼子